

## 北里大学学生指導委員会規程

昭和51年6月18日制定  
昭和58年10月20日改正  
昭和61年2月28日改正  
昭和63年4月1日改正  
昭和63年10月14日改正  
平成元年4月1日改正  
平成6年3月11日改正  
平成7年2月23日改正  
平成7年5月18日改正  
平成10年4月1日改正  
平成11年3月11日改正  
平成11年7月2日改正  
平成15年4月1日改正  
平成18年3月17日改正  
平成18年10月1日改正  
平成20年4月1日改正  
平成21年11月1日改正  
平成26年11月21日改正  
平成28年11月1日改正  
2020年9月4日改正  
2022年6月3日改正

### (設置)

第1条 学生の福利厚生及び課外活動を含む学生生活全般に関する事項について、各学部、研究科及び一般教育部間の連絡調整を図るとともに、学部長会の諮問にこたえるため、北里大学学則第61条の規定に基づき北里大学学生指導委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

### (構成)

第2条 本委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成し、学長が委嘱する。

- (1) 学生担当の副学長 1人
- (2) 各学部教授会から選出された者 各1人
- (3) 一般教育連合教授会から選出された者 1人
- (4) 大学院医療系研究科委員会及び感染制御科学府教授会から選出された者 各1人
- (5) 北里会体育会会長 1人
- (6) 北里会文化会会長 1人
- (7) 北里大学健康管理センター長 1人

2 委員長は、前項第1号の委員とする。

3 委員長は委員会を統括し、委員会を代表する。

4 委員会に副委員長を置くことができる。副委員長は委員長が指名する。

### 第3条 削除

(併設校)

第4条 委員会は、併設校から選出された者各1人を委員に加えることができる。

(会議)

第5条 本委員会は、委員長がこれを招集し、議長となる。

2 委員長は、本委員会の議事を記録し、学長及び各委員に配布するとともに、学部長会の諮問に対して委員会を代表して答申し、又は意見を具申する。

(任期)

第6条 委員長及び委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員長及び委員の任期中に交替があったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(議決等)

第7条 本委員会は、構成員の過半数をもって成立し、その議事は、出席した構成員の過半数をもって決するが、少数意見も付して答申する。

(協議事項)

第8条 本委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 厚生補導に関する各学部及び一般教育部間の連絡及び調整
- (2) 厚生補導の質保証に関する事項
- (3) 学部長会から諮問された事項
- (4) 各委員から提議された事項
- (5) その他学生の福利厚生及び学生生活に関し全学的影響を持つ事項

(委員会の開催)

第9条 本委員会は、委員長が必要と認めた場合に開催する。

(委員以外の者の参加)

第10条 本委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員以外の関係者を加えて拡大委員会を開くことができる。

2 委員以外の関係者は、特別委員とし、その都度学長が委嘱する。

(地区委員会)

第11条 本委員会は、委員長が必要と認めた場合、地区委員会を開催することができる。

2 委員長は、地区委員会を開催した場合は、当該地区以外の委員にその議事を報告するものとする。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、本委員会、学部長会の議を経て学長が決定する。

(事務局)

第13条 本委員会の事務は、教学センター事務室が担当する。

附 則

この規程は、昭和 51 年 6 月 18 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 58 年 10 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 61 年 2 月 28 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 7 年 5 月 18 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 11 年 7 月 2 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（北学総第 2020-05730 号）

この規程は、2020年9月4日から施行する。

附 則（北学総第2022-03231号）

この規程は、2022年6月3日から施行する。